

日医発第 15 号(健Ⅱ)
令和 5 年 4 月 5 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

今般、第 4 期特定健康診査等実施計画期間（令和 6 年度～令和 11 年度）に向けて、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」を取りまとめ、公表した旨、厚生労働省より別添の通知がありましたのでご連絡申し上げます。

第 4 期からは、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項についても、この手引き及びプログラムに含めることとし、内容も更新されております。

また、これに伴い、「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き（最終改正令和 3 年 2 月 1 日）」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止されます。ただし、本通知の適用前に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

- ・ 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

- ・ 標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155_00004.html

健 発 0331 第 5 号
保 発 0331 第 7 号
令和 5 年 3 月 31 日

(別記) 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

標記について、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しておりますので、貴職におかれましても適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について
別記宛先

健康保険組合連合会長

全国健康保険協会理事長

国民健康保険中央会長

全国国民健康保険組合協会長

社会保険診療報酬支払基金理事長

共済組合連盟会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長

地方公務員共済組合協議会長

全国国民健康保険組合協会長

日本医師会長

日本歯科医師会長

結核予防会理事長

全国労働衛生団体連合会長

全日本病院協会長

日本総合健診医学会理事長

日本人間ドック学会理事長

日本病院会長

予防医学事業中央会理事長

日本看護協会会長

日本栄養士会長

保健医療福祉情報システム工業会長

日本保健指導協会代表理事

健 発 0331 第 5 号
保 発 0331 第 7 号
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

情報通信技術を活用した特定保健指導は、平成 25 年 8 月から実施されており、実施している保険者からは、遠方の利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の実施が図られるなどの評価が得られています。また、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項として、「特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施の手引き」を示しているところです。

今般、第 4 期特定健康診査等実施計画期間（令和 6 年度～令和 11 年度）に向けて、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」を取りまとめ、公表しました。第 4 期からは、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項についても、この手引き及びプログラムに含めることとし、内容も更新しましたので、お知らせします。

つきましては、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のないよう、お願いいたします。

また、これに伴い、令和 3 年 2 月 1 日付け健発 020111 号・保発 0201 第 6 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き（最終改正令和 3 年 2 月 1 日）」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止します。ただし、本通知の適用前に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。